

港区子ども・若者・子育て総合支援計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）（素案）概要

第1章 計画の基本的な考え方（P7～11）

1 計画策定の背景と目的

国や東京都の動向や社会情勢の様々な変化により、複雑・多様化している課題に対し、様々なニーズに合わせた質の高い子ども・子育て支援サービスの提供や、子ども・若者が将来への夢や希望を描きながら成長できる環境を構築するため、基本的な方向性と具体的な取組を示した計画を策定します。

2 計画の位置付け

こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」（努力義務）として策定します。

港区子ども・若者・子育て総合支援計画に一体化する計画

子ども・子育て支援法に基づく
「市町村子ども・子育て支援事業計画」（義務）

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく
「市町村計画」（努力義務）

次世代育成支援対策推進法に基づく
「市町村行動計画」（任意）

子ども・若者育成支援推進法に基づく
「市町村子ども・若者計画」（努力義務）

3 計画の対象

本計画の対象となる子どもはおおむね0歳から18歳まで、若者はおおむね18歳から29歳までとし、施策によってはおおむね39歳までとします。また、上記のほか、これらの家族、地域、事業所、行政、その他子ども・若者・子育て支援に関する団体等を対象とします。

4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

5 SDGsの達成に向けた取組の推進

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況（P13～39）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 国・東京都・港区の動向 | 2 子育て支援に関する港区の取組 |
| 3 統計データからみた港区の状況 | 4 実態調査結果からみた港区の現状 |

第3章 計画の基本的な方向性（P41～51）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 本計画の基本理念 | 2 本計画がめざす姿 |
| 3 計画全体の指標 | 4 施策の方向性 |
| 6 施策の体系 | 5 基本方針 |
| 7 ライフステージに応じた切れ目のない支援 | |
- 施策の方向性Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する**
基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり
基本方針2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進
- 施策の方向性Ⅱ 安心して子どもを産み育てられる切れ目のない支援を充実させる**
基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
基本方針4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進
- 施策の方向性Ⅲ 教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する**
基本方針5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
基本方針6 教育・保育の質の確保
- 施策の方向性Ⅳ 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する**
基本方針7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実
- 施策の方向性Ⅴ 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する**
基本方針8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進
基本方針9 子ども・若者の自立と社会参加の促進

第4章 施策の展開（P53～140）

施策の方向性	基本方針	施策
Ⅰ	1	(1)子どもの最善の利益を実現する施策の推進 (2)児童虐待未然防止対策等の推進 (3)身近な児童相談所における支援の充実 (4)ヤングケアラー支援の推進
	2	(1)子どもの遊び場等の整備 (2)放課後の居場所の充実 (3)児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実 (4)多様な活動の機会の充実 (5)地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組 (6)地域安全体制の確立
Ⅱ	3	(1)妊娠期・産後の母子への支援の充実 (2)母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化 (3)子どもと家庭への医療・健康づくりの支援 (4)在宅子育て家庭支援の推進 (5)多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 (6)子育て家庭への経済的支援 (7)子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備 (8)結婚への関心を高める取組の推進
	4	(1)地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築 (2)子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進 (3)地域における子ども・子育て支援の取組 (4)子育てしやすいまちづくりの推進 (5)ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
Ⅲ	5	(1)幼児教育施設の充実 (2)保育施設の充実 (3)保育施設を円滑に利用できる環境整備 (4)多様な保育サービスの充実
	6	(1)保育内容の質の向上 (2)質の高い幼児教育・保育環境の整備 (3)幼児教育・保育体制の質の確保 (4)小学校入学前教育の充実 (5)子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進 (6)教育・保育の連携体制の整備
Ⅳ	7	(1)相談事業・子育て情報提供の充実 (2)ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進 (3)ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応 (4)離婚前後の親への支援 (5)医療的ケア児・障害児施策の充実 (6)外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援 (7)こころの健康づくり、自殺対策の推進 (8)犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援
	8	(1)教育・学習の支援 (2)生活環境の安定に向けた支援 (3)家庭の経済的な安定に向けた支援 (4)ひきこもりの支援 (5)地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備
Ⅴ	9	(1)悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実 (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援 (3)子ども・若者の社会参加の推進

第5章 子ども・子育て支援事業計画（P141～172）

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1 子ども・子育て支援事業計画の概要 | 2 教育・保育提供区域の設定 |
| 3 施設・事業の「量の見込み」の算出方法 | 4 教育・保育の量の見込みと確保方策 |
| 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 他 |

第6章 計画の推進体制（P173～174）

- | | |
|--------|--------|
| 1 推進体制 | 2 進捗管理 |
|--------|--------|